

書記	主任	副議長	係長	主査	次長	局長	副議長	議長

様式第12号

28年12月28日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ

高 樫 正 毅

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	平成29年 / 月24日 ~ 平成29年 / 月26日
参加者氏名	高 樫 正 毅 . 中 澤 洋 . 秋 葉 雄
場所・会場	日野市:発達教育支援センター「エール」 小山市:中役所.
内容(目的)	(発達障害者の支援体制・福祉と教育の連携など) (子どもの食生活 組織体制・社会教育(家庭教育)の関わり方・親支援など)
交通手段	自家用車・(R)・飛行機・レンタカー
行 程	別紙

(※) 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出して下さい。

自家用車を利用した場合は、「車賃(ガソリン代)内訳書」を提出して下さい。



月日	行 程	備 考
1 月 24 日 (火)	<p>9:20 11:04/11:19 13:28</p> <p>鶴岡駅.....新潟駅..... 東京駅.....立川駅.....宿舎</p> <p style="padding-left: 20px;">いなほ6号 とき318号</p> <p style="text-align: right;">宿舎： ホテルメッツ立川 東京都立川市柴崎町3-1-1 電話042-548-0011</p>	
1 月 25 日 (水)	<p style="padding-left: 100px;">9:33 9:40</p> <p>宿舎.....立川駅.....豊田駅..... タクシー</p> <p style="padding-left: 100px;">JR中央線 (現地まで約10分)</p> <p style="padding-left: 50px;">10:00 ~ 12:00</p> <p>.....【日野市発達・教育支援センター】..... (昼食)</p> <p>13:41 14:14 / 14:39 16:00</p> <p>...豊田駅.....新宿駅.....小山駅.....宿舎</p> <p style="padding-left: 20px;">JR中央線 JR湘南新宿ライン(宇都宮行)</p> <p style="text-align: right;">宿舎： イーホテル小山 栃木県小山市中央町3-5-11 電話0285-24-5833</p>	<p>【東京都日野市】</p> <p>発達・教育支援センター 「エール」について</p> <p>ご担当： 日野市議会事務局 電話042-514-8007</p>
1 月 26 日 (木)	<p>9:40 10:00 ~ 12:00</p> <p>宿舎.....【小山市役所】..... (昼食)</p> <p style="padding-left: 20px;">(徒歩)</p> <p>14:33 15:22/15:42 17:04/17:17 19:12</p> <p>...小山駅.....大宮駅.....新潟駅.....鶴岡駅</p> <p style="padding-left: 20px;">JR宇都宮線 Maxとき327号 いなほ9号</p>	<p>【栃木県小山市】</p> <p>子どもの貧困対策に ついて</p> <p>ご担当： 小山市議会事務局 電話0285-22-9463</p>

係	係	王 倉	王 野	局 長	副議長	議 長

様式第13号

平成29年1月31日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ
富樫正教

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	平成29年1月24日 ~ 平成29年1月26日
参加者氏名	富樫正教、中澤洋、秋葉 碓
場所・会場	日野市 発達支援センター「エール」 、教育。 小山市 市役所
内容(目的)	・発達障害者の支援体制、福祉と教育の連携 ・子どもの貧困対策、組織体制、社会教育(家庭教育)の場作り、親支援
調査・研修 の 概 要	別紙のとおり。

(※) 自家用車を利用した場合は、「車賃 (ガソリン代) 内訳書」を提出して下さい。



行政視察報告

報告者 秋葉 雄

視察参加者（3名）

富樫正毅、 中澤洋、 秋葉雄

視察先

東京都日野市発達・教育支援センター「エール」

視察項目

- ・発達障害者の支援体制について
- ・発達障害支援についての福祉と教育の連携

日野市発達・教育支援センター「エール」について

1、設置目的

0歳から18歳までの日野市在住者で、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野（教育委員会・小学校・中学校）が一体となって、継続した支援、専門的で総合的な相談や支援を実施する。

これにより、個性に応じた子どもの健やかな成長を共に支えあい、継続した育ちのサポートに資することを目的としている。

2、組織・職員体制

①センターには、健康福祉部発達支援課、教育委員会教育部教育支援課を置く。

②両課の調整を行うセンター長を配置（併任辞令）

③相談を担当する保健師、臨床心理士は両課の併任辞令により、総合的な支援が行える仕組みとする。

センター長	1名	
発達支援課	15名	（保健師、臨床心理士等）
教育支援課	7名	（特別支援教育・教育相談係等）
非常勤職員	3名	（嘱託医師）
相談・指導員	59名	（心理士18名、言語聴覚士3名、作業療法士3名、 児童相談員25名、特別支援教育総合コーディネーター 1名、就学相談員3名、スクールソーシャルワーカー4 名、大学教授等2名）

合計 85名

3、センターの主な特徴と実施事業

内 容	実施事業【担当】
発達や教育に関わる相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○一般相談【保健師】 ○心理相談【臨床心理士】 <ul style="list-style-type: none"> 幼児相談（就学前） 教育相談（就学以降） ○医療相談【専門医】 ○就学相談、入級・転学相談【就学相談員等】
専門職等による適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○通園事業（児童発達支援事業） ○個別専門指導【言語聴覚士・作業療法士】 ○集団専門指導 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児スキルトレーニング【臨床心理士】 ○集団トレーニング <ul style="list-style-type: none"> ・中・高生へのライフスキルトレーニング【臨床心理士】 ・ペアレントトレーニング【臨床心理士】 ○プレイセラピー、保護者カウンセリング
地域の施設への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談事業 （保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校）
家族等へのサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業 ○保護者交流事業
切れ目のない一貫した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○かしのきシート （0歳から18歳までの個別の支援計画）の作成・活用
地域交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ○一般貸出し（地域コミュニティ室、会議室） ○近隣施設等との地域交流事業
就労など自立を見据えた支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○日野市障害者生活・就労支援センター「くらしごと」との連携

4、施設概要

- (1)開設日 平成 26 年 4 月 1 日
- (2)施設規模
- ①敷地面積 2057.81 m²
 - ②構 造 鉄筋コンクリート造 2階建
 - ③建築面積 (全体) 993.53 m² (本棟) 933.56 m²
 - ④延床面積 (全体) 1704.3 m² (本棟) 1644.33 m²

(3) 開館時間と利用料金

- ① 休館日 年未年始

※ただし会議室等の貸出以外の事業は原則祝日以外の月曜日から金曜日

- ② 開館時間 9：00～18：00

(貸室のみ 21：00、その他事業により終了時間が異なる)

- ③ 専門指導・トレーニングなど (使用料として徴収)

事業名	使用料 (1回につき)
個別専門指導	600 円
集団専門指導	450 円
児童を対象にしたトレーニング	1,000 円
保護者を対象にしたトレーニング	500 円
子どもの一時預り	30 分 200 円

- ④ 一般貸出し (地域コミュニティ室・会議室)

部屋名	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	備考
地域コミュニティ室	300 円	400 円	300 円	・両室一体での使用の場合 ⇒両室の合算金額 ・終日使用する場合 ⇒各区分の合算額
会議室	300 円	400 円	300 円	

※算出根拠：日野市公共施設等の使用料設定基準をもとに算出

5、福祉避難所としての役割

- 日野市地域防災計画 (平成 25 年度修正) において、指定福祉避難所として位置づけられている。
- 避難生活において、一般の避難所での共同生活が困難な発達面で配慮が必要な児 (者) と保護者のための避難所として想定【一般の避難所から優先度の高い児 (者) を移送することを想定している】
- 災害時の市災害対策本部等との円滑な連絡体制が取れるよう、防災行政無線を設置
- 備蓄等については、隣接の避難所 (第四中学校等) と連携

6、所感

近年、特に国としても力を入れている発達障害支援事業は、各地域とも取り組みが始まったのが10年程前からであるため、現場でも試行錯誤を繰り返しながら、現在に至っているのが実態である。発達障害については医学的な研究も少しずつすすんできているものの、発達障害と分類されることに対する市民の抵抗感や、障害そのものに対する認識の低さが問題視されており、一方、行政の側としても、発達障害であると分類して、安心してしまうような傾向もあり、多くの課題を抱えている。

今回、訪問をさせていただいた日野市では、障害者福祉の面と、教育とが一体化し、ワンストップで、本人や、ご家族を対象に手厚く支援する体制がとられていた。特に人員配置はかなり重厚で、この体制なら、市民も安心して支援を受けられるのではないかと感じた。施設内部も見学させていただいたが、それぞれの段階に応じてキメ細かく対応しようとする意図が感じられ、鶴岡市においても是非、参考にしながら事業に取り組んでもらえるよう推進したい。

平成28年 政友公明のら行政視察

栃木県小山市

子どもの貧困対策について

視察日 平成29年1月26日 (木)

視察目的

「子どもの貧困撲滅5ヶ年計画策定の背景」

国が平成26年度に発表した、「子供の貧困率」は、16.3%で、子供の6人に1人が相対的貧困状況の中で、生活をしていることを示しております。このため、国では平成26年1月に「子供の貧困対策推進法」を施行、同年8月には「子供の貧困対策大綱」を決定、その取り組みを始めています。小山市の要保護、準要保護児童生徒数は全国に比べると低い状況にあるが、平成26年5月に小山市内の貧困家庭の事例が新聞に取り上げられたことをきっかけに、子供の貧困対策を小山市の重要課題と位置づけ、市長を本部長とする「子供の貧困、虐待防止対策本部」を設置し、全庁的に総合的な貧困対策を推進する体制を整え、課題や、

施策の検討を開始し、検討の結果、平成27年3月に「小山市子供の貧困撲滅5ヵ年計画」を県内に先駆け策定。

国の「子供の貧困対策推進法」では、子供の貧困対策のための計画の策定を都道府県の努力義務としておりますが、市町村の計画策定に関する規定はなし。小山市は独自に策定したため。

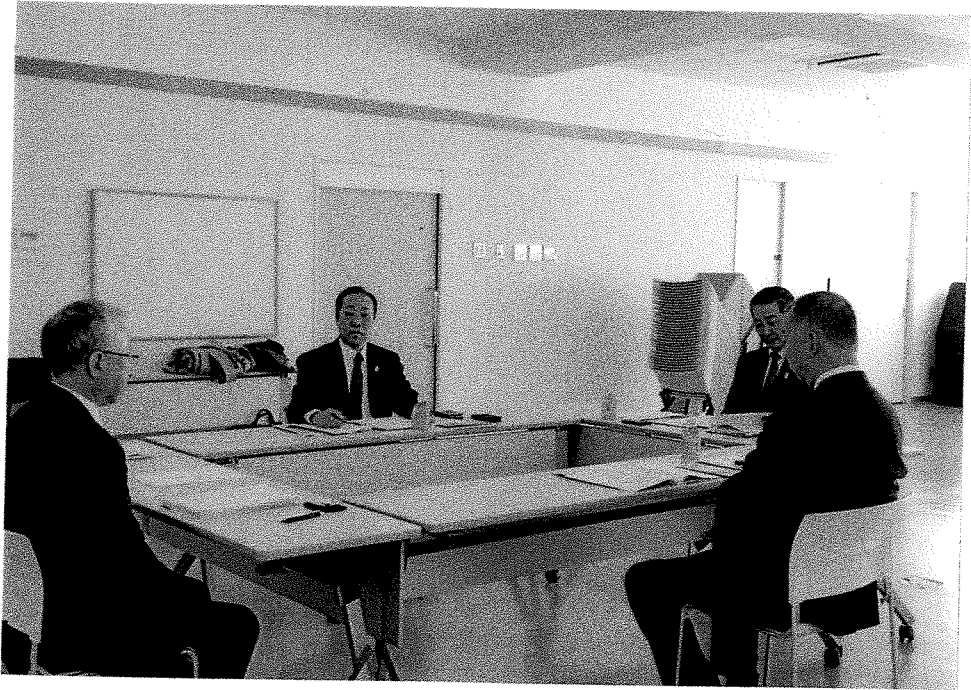
「子供の貧困対策の方針」

1. 早期発見のための取り組みの強化
2. 生活支援の充実
3. 教育支援の充実
4. 就労支援の充実
5. 経済的支援の充実
6. 支援体制の整備・充実

視察を終えての考察

鶴岡市においても、早急に進める課題。この研修は大変有意義であった。

中沢 洋



平成29年 1/25